

公園使用料等及び駐車料金の減免処理基準

(目的)

第1条 この基準は、伊丹市都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）第13条において定められている公園使用料等及び駐車料金の減免規定について、具体的な処理基準を定めることを目的とする。

(規則第13条第1項第1号関係)

第2条 「市内の生徒，児童または園児の団体が教育上の目的で使用するとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 市内の学校園が授業等を行うために使用するとき。
- (2) 各種団体等が主として市内の学校園の生徒，児童又は園児等を対象とした行事のために使用するとき。

(規則第13条第1項第3号関係)

第3条 「その他市長が特に必要があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 公園の維持管理や運営を行う団体，地域的な市民の団体，自治会，子供会，老人会，農業協同組合等の協同組合，商工会議所等の産業経済団体，青年団，PTA，婦人会等の文化団体，社会福祉法人その他これに類する団体が使用するとき。
- (2) 市が共催，後援または協賛する事業のために使用するとき。
- (3) 当該使用が，市の観光施策に寄与する等，シティプロモーションの効果があると認められるとき。
- (4) 研究機関等が学術的な調査を行うとき。
- (5) 公園隣接家屋等の管理者が緊急避難口用門扉を設置管理するとき。
- (6) 土地所有者が占用するとき。
- (7) 報道機関が報道目的のために使用するとき。
- (8) 市民の健康的な生活維持を目的として行う騒音測定のうち市長が特に必要があると認めるものを行うための測定機器を設置して占用するとき。

(規則第13条第2項第3号関係)

第4条 「市またはその機関の事務事業等に関する自動車で、市長が特に必要があると認めるもの」とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 第2条各号に規定するとき。
- (2) 前条第4号及び第7号に規定するとき。
- (3) 国または地方公共団体が公用または公益のため使用するとき。

付 則

この処理基準は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この処理基準は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この処理基準は、令和5年4月1日から施行する。